
第 23 章 国家的為政者

23. 1. 全世界の至上の主、また王である神は、国家的為政者を立たせ、ご自身の支配のもと、ご自身の栄光と公共の益のため国民を治めるようにされました。そしてその目的のために、彼らに剣の権能をもって武装させ、善を行う者を擁護し励まし、悪を行う者たちを処罰するようにしておられます（ロマ 13:1-4、Ⅰペテロ 2:13, 14）。

23. 2. キリスト者が、為政者の職務に召される時、為政者の職務を受け入れ、果たすことは合法的であり（箴 8:15, 16、ロマ 13:1, 2, 4）この職務を遂行するにあたって、彼らは各国の健全な法律に従って、敬虔と正義、平和を特に維持すべきです（詩 2:10-12、Ⅰテモテ 2:2、詩 82:3, 4、Ⅱ23:3、Ⅰペテロ 2:13）。その目的のために、新約のもとにある今でも、彼らは正しく、またやむえない場合には、合法的に戦争を遂行することもできます（ルカ 3:14、ロマ 13:4、マタイ 8:9, 10、使徒 10:1, 2、黙 17:14, 16）。

神は人々の良心と社会的本性に、政府の義務と必要性に応じて一般的な基礎を置きました。神が、為政者たちを任命なさる理由は、公共の益のためであり、究極的な目的は、神の栄光を現すことです。それゆえ為政者は、教会活動を保護すべきです。

旧約において神は、イスラエルに戦争を直接的に命令なさいますが、神の公義を、国家に対して行うためだったのです。新約にあっては、どのような国と教会も、このような権威を主張することはできません。しかし、実際的に正しい戦争は必要です。なぜなら、この世は、悪が实际的だから、そのような状況では、国家は戦争を遂行することはできます。それにも関わらず、クエーカー主義者は、合法的な戦争にも反対します。

23.3. 国家的為政者は、自分自身で御言葉と礼典を執行する権限と、また天国の鍵を取ることはできません（Ⅱ歴代 26:18、マタイ 18:17、マタイ 16:19、Ⅰコリント 12:28, 29、エペソ 4:1, 12、Ⅰコリント 4:1, 2、ロマ 10:15、ヘブル 5:4）¹⁰²。しかし、その権威を持って教会の中で一致と平和が維持できるように命令することはできますが、それが、その義務です。それによって、神の真理が純粋に完全に保持されるため、すべての神性冒涇と異端を抑制することができ、礼拝と懲戒において、すべての腐敗と乱用が予防され、改革ができ、また神のすべての規定が正当に決定・執行・遵守されるためです（イザヤ 49:23、詩 122:9、エズラ 7:23, 25-28、レビ記 24:16、申 13:5, 6, 12、Ⅱ列王 18:4、Ⅰ歴代 13:1-9、Ⅱ列王 24:1-26、Ⅱ歴代 34:33、Ⅱ歴代 15:12, 13）¹⁰³。国家的為政者は、このようなことをより効果的に履行するために、彼は大会等を招集する権威があり、彼らの前に出て、神の御心に従って、彼らの中で決定されたことを規定すべきです（Ⅱ歴代 19:8-11、Ⅱ歴代 29 章、30 章、マタイ 2:4, 5）¹⁰⁴。

102 1788 年にアメリカ長老教会は改訂して、この項に次の文句を追加しました。彼は信仰の問題について干渉してはなりません。

ウェストミンスター総会は、英国国教会主義である、エラスチン主義を反対した。特に英国国教会は、非国教徒等を差別し、時には深刻に迫害しました。

アメリカ長老教会は、1788年にフィラデルフィア大会で3項を修正して、国家的政府が、信仰に関する問題を干渉してはならないとしました。国家的政府の為政者は賜物ではあるが、教会に対する賜物ではないとしました。国家的政府の為政者が教会に対して父の役割ができないとしました。

23. 4. 為政者のために祈り（Ⅰテモテ 2:1, 2）彼らの人格を尊重し（Ⅰペテロ 2:17）、税金とその他の納めるべき物を治め（ロマ 13:6, 7）彼らの合法的な命令に従順し、良心のために彼らの権威に服従するのは（ロマ 13:5、テトス 3:1）国民の義務です。（為政者が）未信者だったり、他の宗教をもっていると言って、為政者の正当な、合法的な権威が無効化されることはできず、彼らに対する国民としての当然な従順が、免除されることはなく（Ⅰペテロ 2:13, 14, 16）、教職者でも免除されません（ロマ 13:1、Ⅰ列王 2:35、使徒 25:9-11、Ⅱペテロ 2:1, 10, 11、ユダ 8-11）。教皇は、国家的為政者に対して、彼らが支配する地域と彼らの国民の上にどのような権威や司法権を持っておらず、彼らの統治権と生命を奪うことはできない（Ⅱテサロニケ 2:4、黙 13:15-17）。

103 この部分は、1788年に次と同じように改訂されました。しかし養育する父親のように、私たちの真の教会を保護するのは、国家的為政者の義務であり、どの教派も他の教派より優遇してはならず、同じ方式ですべての教職者がその聖なる職務を暴力、また危険なしに完全に自由の中で遂行することができるようにすべきです（イザヤ 49:23）。

104 この部分は、1788年に次のように改訂されました。そしてキリストは、自分自身の信仰告白と信仰に従って、どの教団の会員の中で適切に施行されているのかを干渉したり抑制させたり妨害したりすべきではない（詩 105:15）。国家的為政者の義務は、人々と自分の民の名誉を保護し、信仰または不信仰を口実にして、どのだれも他の人に侮辱や暴行、虐待や障害を加えるのが許容されないような効果的方法で、処理することです。為政者はすべての信仰的な集会と教会集会をだれにも妨害や邪魔なしに開催されるようにお世話をしなければなりません（Ⅱサムエル 23:3、Ⅰテモテ 2:1-2、ロマ 13:4）。

23. 4. 為政者のために祈り（Ⅰテモテ 2:1, 2）彼らの人格を尊重し（Ⅰペテロ 2:17）、税金とその他の納めるべき物を治め（ロマ 13:6, 7）彼らの合法的な命令に従順し、良心のために彼らの権威に服従するのは（ロマ 13:5、テトス 3:1）国民の義務です。（為政者が）未信者だったり、他の宗教をもっていると言って、為政者の正当な、合法的な権威が無効化されることはできず、彼らに対する国民としての当然な従順が、免除されることはなく（Ⅰペテロ 2:13, 14, 16）、教職者でも免除されません（ロマ 13:1、Ⅰ列王 2:35、使徒 25:9-11、Ⅱペテロ 2:1, 10, 11、ユダ 8-11）。教皇は、国家的為政者に対して、彼らが支配する地域と彼らの国民の上にどのような権威や司法権を持っておらず、彼らの統治権と生命を奪うことはできない（Ⅱテサロニケ 2:4、黙 13:15-17）。

統治者に対する国民の義務は、彼らのために祈り、尊重し、税金を納め、合法的な命令に良心的に服従すべきです。統治者が、未信者の場合と他の宗教を持っていると言っても、国民としての義務が免除されるものではありません。特に4項は、教皇の全体主義が赦しがたいことを明確にしています。

